

地域森林計画付属資料取扱要領

[平成11年3月31日付け林管発第371号]

最終改正[平成25年10月18日付け森第941号]

(趣旨)

第1条 この要領は、地域森林計画の樹立に伴う付属資料（以下「付属資料」という。）の取扱について定め、付属資料の適正な管理を図るものとする。

(関係法令)

第2条 付属資料の取扱については、森林法、森林法施行令、森林法施行規則及び関係通知の規定、測量法、島根県情報公開条例、島根県個人情報保護条例によるほか、この要領による。

(付属資料の種類・管理者)

第3条 付属資料の種類並びに管理者は別表1のとおりとする。

(付属資料の目的・性格)

第4条 付属資料は、地域森林計画に必要な基礎資料、森林経営計画の作成支援等の資料並びに森林資源量の把握資料として用いるものである。

森林計画図は原則として植生区分により分割したものであり、地番界を特定したものではない。また、森林簿に記載している地番、森林所有者名、面積、制限林の種類等は登記簿等と整合性を図っているものではないため、土地の境界や所有者を特定するものではない。

(利用範囲)

第5条 付属資料の利用できる範囲は別表2のとおりとする。

(付属資料の交付)

第6条 付属資料の交付を受けようとするものは次に従い手続を行わなければならない。

1 森林基本図

(1) 森林基本図の交付

森林基本図の写し（あい焼・電子複写図・森林情報システムによる印刷図「以下：「印刷図」）及び森林基本図をデジタル化したラスターデータの交付を受けようとする者は、地域森林計画付属資料交付申請書（別紙様式1号の1）を第3条付属資料管理者（以下：「管理者」という。）へ提出しなければならない。

管理者は、提出された交付申請書を審査し、適当と認めるときは、承認した利用目的以外には利用しないことを条件に付して、別紙様式1号の4によって交付するものとする。

(2) 森林基本図の複製

森林基本図の複製の交付を受けようとする者は、測量法第43条の規定に基づき、森林基本図複製承認申請書（別紙様式2号の1）を知事に提出しなければならない。

知事は、提出された複製承認申請書を審査し、適当と認めるときは、承認番号を明示する等の条件を付して、別紙様式2号の2により、承認するものとする。

(3) 森林基本図の使用

森林基本図を使用して測量（測量法第3条に定める「測量」をいう。）を実施しようとする者は、測量法第44条第1項の規定に基づき、森林基本図使用承認申請書（別紙様式第3号の1）を知事に提出しなければならない。

知事は提出された使用承認申請書を審査し、適当と認めたときは、承認番号を明示する等の条件を付して、別紙様式3号の2により、承認するものとする。

2 森林計画図

(1) 森林計画図の交付

森林計画図の写し（印刷図）及び森林計画図をデジタル化したベクターデータの交付を受けようとする者は、地域森林計画付属資料交付申請書（別紙様式1号の2）を管理者へ提出しなければならない。

管理者は、提出された交付申請書を審査し、適当と認めたときは、承認した利用目的以外には利用しないことを条件に付して、別紙様式1号の4によって交付するものとする。

(2) 森林計画図の複製

森林計画図の複製をすることはできない。

(3) 森林計画図の使用

森林計画図の使用をすることはできない。

3 森林簿（帳簿・データ）

森林簿（帳簿・データ）の交付を受けようとするものは、地域森林計画付属資料交付申請書（別紙様式1号の3）を、帳簿での交付を希望する場合は各管理者へ、データでの交付を希望する場合は森林整備課長へ提出しなければならない。

管理者は、提出された交付申請書を審査し、適当と認めたときは承認した利用目的以外には利用しないこと等を条件に付して別紙様式1号の4によって交付するものとする。

個人情報を含む森林簿の交付は帳簿とするが、市町村及び森林組合がデータでの交付を希望した場合はこの限りではない。

管理者は交付した森林簿の活用状況及び管理状況について、必要に応じて申請者に調査報告を求めることができる。

4 申請先

付属資料の交付申請書の申請先は別表第3のとおりとする。複製申請書及び使用申請書は森林整備課長へ申請するものとする。

5 付属資料の交付日

原則として、交付日は閉庁日を除き申請日の翌日から起算して5日後とする。ただし、交付枚数が20枚を超える場合は、この限りではない。

(利用条件)

第7条 前条の規定に基づく申請書が提出された場合には、次に掲げる条件を全て満たす場合に限り利用することができる。

1 森林基本図

- (1) 交付した資料を承認した利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 交付した資料を複製しないこと。ただし、利用目的内での複製は可とする。
- (3) 交付した資料の売買を行わないこと。

2 森林計画図

- (1) 交付した資料を承認した利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 交付した資料を複製しないこと。ただし、利用目的内での複製は可とする。

- (3) 交付した資料の売買を行わないこと。
- (4) 交付した資料を土地の境界確定、所有者確定に利用しないこと。
- (5) 交付した資料を立木竹の評価の証明に利用しないこと。

3 森林簿

- (1) 交付した資料を承認した利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 交付した資料を複写しないこと。ただし、個人情報を含まない森林簿は利用目的内での複写は可とする。
- (3) 交付した資料の売買を行わないこと。
- (4) 交付した資料を土地の境界確定、所有者確定に利用しないこと。
- (5) 交付した資料を立木竹の評価の証明に利用しないこと。

「森林経営計画の作成及び達成」を目的に個人情報を含む森林簿を申請する場合は上記(1)～(5)に以下の条件を加える。

- (6) 個人情報漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 森林経営計画の認定を受けた場合は、認定書の写し及び計画区域の分かるものを提出すること。森林経営計画を作成できなかった場合は、作成できなかった理由書を提出すること。
- (8) 個人情報の取扱いに関する内部管理規定の写しを提出すること。
- (9) 個人情報取扱責任者を設置していること。
- (10) 承認した利用期間が終了した場合は、交付した森林簿を返却すること。
- (11) 交付した森林簿の利用状況、管理状況について県が調査報告を求めた場合はこれに応じること。
- (12) 以上の条件に従わない場合は、以後の付属資料の交付を行わない場合がある。

(台帳管理)

第8条 付属資料を交付したときは、台帳(別紙様式4号)に処理経過を記載しなければならない。

(各種図面の印刷作業等と配布方法)

第9条 申請書を受理した図面の印刷作業等は、県の指示する業者に行わせ配布する。ただし、別表4に示すとおり、森林計画図、森林簿の印刷作業と配布は各機関で対応する。データでの交付は森林整備課で対応する。

(複写の禁止)

第10条 第6条により付属資料を得たものは、その付属資料の複写を禁止する。

ただし、当要領第7条の1(2)、第7条の2(2)、第7条の3(2)に該当する場合はこの限りではない。

(市町村への付属資料の提供)

第11条 地域森林計画及び市町村森林計画の実行確保を図るため、地域森林計画樹立後当該計画区内の市町村に対して森林整備課長は森林簿(帳簿)及び森林計画図(印刷図)(以下、「森林簿等」という。)を別紙様式5号により提供するものとする。

ただし、地域森林計画の新たな樹立等により森林簿等の内容に異動があった場合は、異動前の森林簿等と引き換えに異動後の森林簿等の提供を行うものとする。

(市町村の付属資料の受領)

第12条 前条の規定により森林簿等を受領した市町村は、別紙様式6号により森林整備課長へ受領書を提出するものとする。

(市町村における付属資料の管理)

第13条 第11条により森林簿及び計画図の提供を受けた市町村は、次に掲げる条件を遵守し、森林簿等の管理をしなければならない。

- 1 森林・林業行政に利用すること。
- 2 土地の境界確定に利用しないこと。
- 3 土地の所有者確定に利用しないこと。
- 4 管理者の承諾なしに複写を行わないこと。
- 5 個人情報漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- 6 立木竹の評価の証明に利用しないこと。

(森林情報システムを導入する場合の取り扱い)

第14条 県内の地方公共団体、森林組合等が、地域森林計画及び市町村森林整備計画の達成に資するため森林情報システムの導入を行う場合の付属資料の提供については、「島根県森林情報システムに係る島根県所有ソフトウェアの使用及び森林GISデータの取扱に関する規程」による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は平成11年3月31日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は平成12年8月18日から施行する。
- 2 森林基本図等複製要領は、廃止する。

(施行期日)

- 1 この要領は平成13年1月30日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は平成14年7月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は平成15年7月17日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は平成16年7月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は平成22年3月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は平成23年6月6日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は平成24年11月22日から施行する。
(施行期日)

1 この要領は平成25年10月18日から施行する。

(過去の改正日、文書番号)

[平成11年3月31日付け林管発第371号]

改正[平成12年8月18日付け林管発第146号]

改正[平成13年1月30日付け林管発第273号]

改正[平成14年7月1日付け林管発第155号]

改正[平成15年7月17日付け森第1279号]

改正[平成16年7月1日付け森第522号]

改正[平成18年3月10日付け森第1807号]

改正[平成21年3月23日付け森第1921号]

改正[平成22年1月20日付け森第1238号]

改正[平成23年6月6日付け森第383号]

改正[平成24年11月22日付け森第1144号]

別表 1 (第 3 条関連)

名 称	定 義	管 理 者	
森林基本図	原図	第 1 原図及び第 2 原図	森林整備課長
	あい焼 電子複写	原図を利用して複写した成果品	森林整備課長
	印刷図	森林情報システムを利用（森林計画グループが管理するレイヤーを利用する場合も含む）して紙面に出図したもの	森林整備課長 隠岐支庁長 東部・西部農林振興センター所長 東部農林振興センター雲南事務所長 東部農林振興センター出雲事務所長 西部農林振興センター県央事務所長 西部農林振興センター益田事務所長 （東部農林振興センター雲南事務所長～西部農林振興センター益田事務所長を以下「各地域事務所長」という。） 中山間地域研究センター所長
	ラスター データ	原図をスキャナ入力し、デジタル化したラスターデータ（メッシュデータ）でTIFF形式のファイル	森林整備課長
森林計画図	印刷図	森林情報システムを利用（森林計画グループが管理するレイヤーを利用する場合も含む）して紙面に出図したもの	森林整備課長 隠岐支庁長 東部・西部農林振興センター所長 各地域事務所長 中山間地域研究センター所長
	ベクター データ	森林情報システムにより、デジタル化したベクターデータ（ベクトルで記述した線データ）で、MIF、SHAPE、BDS、DXF及びDWG形式のファイル	森林整備課長
森林簿	帳簿	森林情報システムを利用して紙面に出力した森林簿	森林整備課長 隠岐支庁長 東部・西部農林振興センター所長 各地域事務所長 中山間地域研究センター所長
	データ	森林情報システムを利用して取り出した情報（森林計画グループが管理する情報）で、CSV形式及びExcel形式のファイル	森林整備課長 隠岐支庁長 東部・西部農林振興センター所長 各地域事務所長 中山間地域研究センター所長

別表2（第5条関連）

名 称		利 用 範 囲
森林基本図	第2原図	原則、管理者以外利用できない。
	あい焼 電子複写 印刷図	当要領第6条の1の(1)～(3)に基づき、申請書が提出されたもの。
	ラスター データ	当要領第6条の1の(1)～(3)に基づき、申請書が提出されたもの。
森林計画図	原図	管理者以外利用できない。
	印刷図	当要領第6条の2の(1)に基づき申請書が提出されたもの。
	ベクター データ	当要領第6条の2の(1)に基づき申請書が提出されたもの。
森林簿	帳簿 データ	当要領第6条の3に基づき、申請書が提出されたもの。 森林簿中の個人情報に係る部分は、島根県個人情報保護条例第7条第1項の規定により、下記以外の利用目的には提供しないこととする。ただし、個人情報保護条例第7条第1項第1号から第7号に該当する場合はこの限りではない。 ・市町村、森林組合が市町村森林整備計画の作成及び達成のため利用する場合、並びに森林経営計画の作成及び達成のため利用する場合

別表3（第6条関連）交付申請書の提出先

図面等種類		用紙サイズ	提出先
森林基本図	あい焼	A 0	森林整備課長
	電子複写	A 0, A 1, A 2, A 3, A 4	森林整備課長
	印刷図	A 3, A 4	森林整備課長 隠岐支庁長 東部・西部農林振興センター所長 東部農林振興センター雲南事務所長 東部農林振興センター出雲事務所長 西部農林振興センター県央事務所長 西部農林振興センター益田事務所長 (東部農林振興センター雲南事務所長 ～西部農林振興センター益田事務所長 を以下「各地域事務所長」という。) 中山間地域研究センター所長
	ラスターデータ		森林整備課長
森林計画図	印刷図	A 0, A 3, A 4	森林整備課長 隠岐支庁長 東部・西部農林振興センター所長 各地域事務所長
		A 3, A 4	中山間地域研究センター所長
	ベクターデータ		森林整備課長
森林簿	帳簿	A 3, A 4	森林整備課長 隠岐支庁長 東部・西部農林振興センター所長 各地域事務所長 中山間地域研究センター所長
	データ		森林整備課長

別表4（第9条関連）森林情報システムによる印刷図の用紙サイズ

図・表	機 関	用紙サイズ
森林計画図	森林整備課 隠岐支庁・東部・西部農林振興センター	A 0, A 3, A 4
	各地域事務所 中山間地域研究センター	A 3, A 4
	森林簿	森林整備課 隠岐支庁・東部・西部農林振興センター 各地域事務所 中山間地域研究センター